

全国地域安全運動 犯罪から身を守ろう

10月11日(火)～20日(木)の10日間、「令和4年度全国地域安全運動」が実施されます。犯罪から身を守るため、特に次の3つのことに注意しましょう。

■子どもと女性の犯罪被害防止

岩手警察署管内でも、子どもに対する声かけや付きまといなど、重大犯罪の前兆とみられる事案が発生しています。一人歩き、夜間の不要な外出、暗がりや人通りの少ない場所の通行を避け、登下校時間帯の見守り活動などで被害を未然に防止しましょう。



■特殊詐欺の被害防止

特殊詐欺の被害のほとんどは固定電話により発生しており、最近では警察官や役場職員を名乗る不審電話などの相談が多く寄せられています。

お金をだまし取る方法として

- ①「未納料金がある」と言ってコンビニエンスストアなどで電子マネーを購入させ、管理番号を聞き出す
- ②「還付金がある」と言ってATMへ誘導し、指示通り操作させて犯人側の口座にお金を振り込ませる

などがあります。電話でお金の話が出た場合にはすぐ電話を切り、警察や家族に相談しましょう。

犯人からの電話を受けないことが一番の被害防止です。在宅時でも留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出ましょう。

■鍵かけの励行

泥棒の多くは、鍵がかかっていない玄関、勝手口、窓から侵入します。泥棒と鉢合わせになると、殺人や強盗などの凶悪犯罪に遭う可能性が高くなります。



鍵かけは一番簡単で、とても効果的な防犯対策です。家だけでなく、車や自転車、農機具、倉庫にも鍵をかけ、家族の命と財産を守りましょう。

☎総務課☎66-2111内線221

岩手警察署生活安全課☎62-0110

農地の貸し借りや転用について

農地（田・畑・採草放牧地など）の貸し借りや所有権の移転などを行う場合は、事前に農業委員会の許可が必要です。手続きなど詳しくはお問い合わせください。

■貸し借り・売り買いするとき

農家が、経営規模を拡大するために農地の借り受けや買い取りをする場合や、農地を持っていない人が、新たに農業を始めるために農地を取得する場合などが許可の対象です。

■農地を転用するとき

農地を農家住宅、一般住宅、倉庫、物置、車庫などを建てる土地に利用することを「転用」といいます。

転用には、「自分の農地を転用（農地法第4条）」と「第三者からの権利取得または権利設定し転用（農地法第5条）」の2つのケースがあり、それぞれ許可の対象です。

☎農業委員会事務局☎66-2111内線250



農業委員による農地パトロール

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)は、行政相談週間です。国の行政サービスのほか、NTT東日本、東日本高速道路(株)、国立大学法人などが行う仕事について、住民の苦情や意見を受け、関係機関に取り次ぎます。

10月は次のとおり特設行政相談所を開設しますので、お気軽にご利用ください。

- ▶日時 ①10月7日(金) 9時～12時
②10月21日(金) 9時～12時

▶場所 保健センター2階 相談室

▶相談員 八幡 忍さん(田子)

※相談は当日受付順です。(予約不要)

☎住民会計課☎66-2111内線121

11月1日(火)開庁、7日(月)業務開始

葛巻町新庁舎



交流の場の一つとなる多目的ホール

町の新庁舎は11月1日(火)に開庁し、7日(月)から業務を開始する予定です。

新庁舎は、「行政・議会」「交流」「商工・金融」の機能を持つ複合施設であるとともに「新たな“まち”の拠点」として、また町のランドマークとして、中心市街地の賑わいと交流を創出する拠点となります。

新庁舎の業務について

- ▶役場の業務は段階的に移行しますので、ご理解をお願いします。
- ▶町商工会、盛岡信用金庫葛巻支店の移転については、日程が決まり次第お知らせします。
- ▶庁舎の住所、代表電話番号は現在の庁舎と同じです。

☎政策秘書課☎66-2111内線211



葛巻病院との往来は、上屋付きの「歩廊」をご利用いただけます

10月1日開所 葛巻町高齢者福祉センター



■葛巻町高齢者福祉センター
住所 葛巻町葛巻第17地割44番地9

高齢者や障がい者の交流拠点となる葛巻町高齢者福祉センター(田子・養護老人ホーム葛葉荘向かい)が10月1日(土)に開所します。

施設は、指定管理者の町社会福祉協議会(辰柳敬一会長)が管理運営し、浴室や会議室などは3日から利用できます。詳しくは10月発行の社協だよりNo.123号をご確認ください。

なお、社会福祉協議会の一部の業務は、当面の間保健センターで行いますので、詳しくはお問い合わせください。

☎町社会福祉協議会☎68-7161